

入札説明書

野洲市の「野洲駅北口駅前広場歩道橋整備工事」に係る入札公告(建設工事)に基づく制限付一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 平成 27 年 8 月 24 日

2. 契約担当者等

野洲市長 山仲 善彰

〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1

3. 入札に付する事項

- | | |
|------------|---|
| (1) 工事番号 | 27-建33号 |
| (2) 工事名 | 野洲駅北口駅前広場歩道橋整備工事 |
| (3) 工事場所 | 滋賀県野洲市北野一丁目地先 |
| (4) 工事概要 | 歩道橋整備工事
上屋付横断歩道橋 L=31.5m (通路部:L=14.3m 階段部:L=17.2m)
エレベーター1基、エスカレーター1基
広場整備工事
歩道舗装工 A=505 m ² 、排水構造物工 L=95m
シェルター整備 A=298 m ²
上下水移設工事
上下水移設工事 給水施設 L=40m、下水施設 L=17m |
| (5) 工期 | 議会の議決の翌日から平成 29 年 3 月 15 日まで |
| (6) 予定価格 | 事後公表 |
| (7) 最低制限価格 | 設定する(非公表) |

4. 入札参加資格に関する事項

入札に参加できる者は、次のすべての事項に該当する単独企業で野洲市長の本工事における入札参加資格の確認を受けた者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 27 年度野洲市の建設工事等入札参加有資格者名簿において「土木一式工事」の登録を受けている者であること。
- (3) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)に基づく土木一式工事につき特定建設業の許可を受けている、かつ、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(公告日の前日において有効であるものに限る。)において土木一式工事に係る総合評定値が 1,100 点以上の者であること。
- (4) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の 1) から 5) の要件に該当する者でないこと。
 - 1) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
 - 2) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - 3) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
 - 4) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
 - 5) 銀行取引停止処分がなされている者
- (5) 公告日の前日から起算して前 15 年以内の期間に、官公庁が発注した当該工事と同種の工事(ペDESTリアンデッキ、横断歩道橋または鋼橋)を施工した実績を有する者であること。(共同企業体の場合は代表構成員に限る。)
- (6) 次の基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - 1) 1 級土木施工管理技士の資格取得後、公告日において 10 年以上経過していること、又は 1 級土木施工管理技士の資格取得後、公告日において 5 年以上経過し、監理技術者として上記(5)に示す工事の施工従事経験を有していること。
 - 2) 土木工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - 3) 直接的かつ恒常的な雇用関係(資料の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係)があること。
- (7) 申請書及び資料の提出期限の日から契約締結時までの期間に、野洲市長から工事請負契約に係る入札参加停止を受けていないこと。また、国又は他の地方公共団体から同様の措置を受けていないこと。
- (8) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連があ

- る建設業者でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (10) 野洲市暴力団排除条例第6条より、次の(ア)から(カ)の要件に該当するものでないこと。
- (ア) 役員等(競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下、「役員等」という。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」という。)であると認められる者
 - (イ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、「暴力団」という。)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - (ウ) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - (エ) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者
 - (オ) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - (カ) 上記(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

5. 設計業務等の受託者等

- (1) 上記4(8)にいう「本工事に係る設計業務等の受託者」とは次に掲げる者である。
- 株式会社 エイト日本技術開発 京滋支店
ジェイアール西日本コンサルタンツ 株式会社
環境設計株式会社 野洲支店
内外エンジニアリング 株式会社 守山営業所
- (2) 上記4(8)にいう「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の1)又は2)に該当する者である。
- 1) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者。
 - 2) 建設業者の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者。

6. 入札に参加しようとする者の間における資本関係又は人的関係

- (1) 上記4(9)にいう「資本関係又は人的関係」とは次に掲げる関係である。
- 1) 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - ア) 親会社と子会社の関係にある場合
 - イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - 2) 人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、下記ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
 - 3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他上記1)又は2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

7. 担当部局

〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1 (野洲市役所本館 2 階)
野洲市 総務部 総務課 契約管財担当
電話 077-587-6038(直通)
E-mail: soumu@city.yasu.lg.jp

8. 入札参加資格の確認等

- (1) 本入札の参加希望者は、上記4に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、野洲市長から入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

- 1) 提出期間：平成27年8月25日(火)から平成27年9月7日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時00分から午後4時00分まで(正午から午後1時までの間を除く。)
 - 2) 提出方法：申請書等を直接持参すること。その他の方法は認めない。
 - 3) 提出先：上記7に同じ。
- (2) 申請書は、様式1により作成すること。
- (3) 資料は、次に従い作成すること。
- 1) 配置予定監理技術者
 - ア) 配置予定監理技術者の有する資格取得証、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の表面の写しを添付すること。
なお、監理技術者資格者証については、裏面の写しも添付すること。
 - イ) 直接的、かつ、恒常的な雇用関係(資料の提出日以前に3箇月以上の雇用関係)を明示することができる資料(健康保険被保険者証の写し等)を添付すること。
なお、上記ア)の写しによって上記の資料に代えることができるが、当該写しに記載されている所属建設業者の商号又は名称と入札参加希望者の商号又は名称とが異なるなど、直接的かつ恒常的な雇用関係に疑義があると認められる場合には、上記の資料を求めるものとする。その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
 - ウ) 同一の技術者を重複して複数工事の候補者とすることは差し支えないが、他の工事を落札したことにより、配置予定監理技術者を当該工事の現場に配置できなくなった場合は、直ちに申請書及び資料の取り下げもしくは入札の辞退を行うこと。万一これらの行為を行わずに入札した者は、入札参加停止等の措置を行うことがある。
 - エ) 配置予定監理技術者の申請人数は1名に限る。
 - 2) 建設業法に基づく建築工事業の許可を受けていることが確認できる書類(支店、営業所の一覧を含む建設業許可書等)の写しを添付すること。
 - 3) 公告日の前日において有効である経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを添付すること。
 - 4) 暴力団等の排除措置に伴う誓約書及び会社役員名簿に記名、押印すること。
(下請人等からも誓約書及び会社役員名簿の提出を求めることがある。)
- (4) 入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は書面で平成27年9月25日(金)に郵送により通知する。
- (5) その他
- 1) 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - 2) 野洲市長は、提出された申請書及び資料を、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
 - 3) 提出された申請書及び資料は、返却しない。
 - 4) 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

9. 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、野洲市長に対して入札参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面(様式は任意)により説明を求めることができる。

- 1) 提出期限：平成27年9月29日(火)午後4時00分
- 2) 提出方法：直接持参すること。その他の方法は認めない。
- 3) 提出先：上記7に同じ。

- (2) 野洲市長は、説明を求められたときは、平成27年10月6日(火)までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

10. 現場説明会

現場説明会は行わないものとする。

11. 入札説明書、見積りに必要な設計図書等に対する質問

- (1) 入札説明書等に対する質問がある場合においては、次に従い提出すること。
 - 1) 提出期間：平成 27 年 8 月 25 日(火)から平成 27 年 9 月 25 日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分まで(正午から午後 1 時までの間を除く。)
ただし、最終日の 9 月 25 日(金)については正午までとする。
 - 2) 提出方法：申請書に記載した E-mail アドレスから質疑回答書(様式 2)を電送により提出するものとし、必ず着信したことを確認すること。
 - 3) 提出先：上記 7 に同じ。
- (2) 上記(1)の質問に対する回答は、次のとおりとする。
 - 1) 日時：平成 27 年 10 月 9 日(金) 午後より
 - 2) 方法：競争参加資格があると認められた者に対して、申請書に記載した E-mail アドレス宛に電送により回答する。

12. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
免除する。
- (2) 契約保証金
請負代金額の 10 分の 1 以上を納付すること。
ただし、金融機関、又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

13. 工事積算内訳書の提出

- (1) 入札時に入札書に記載される入札金額に対応した工事積算内訳書の提出を求める。
- (2) 工事積算内訳書の様式は任意であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。また、商号又は名称、代表者名及び工事名を記載するとともに、押印すること。
- (3) 工事積算内訳書は返却しない。
- (4) 工事積算内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。
- (5) 提出された工事積算内訳書について、野洲市長(補助者を含む。)が説明を求めることがある。

14. 入札・開札の日時及び場所

平成 27 年 10 月 20 日(火) 午前 9 時 30 分 中主防災コミュニティセンター(滋賀県野洲市西河原 2400 番地) 2 階 防災研修室 にて行う。

15. 入札方法等

- (1) 野洲市長の入札参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。
- (2) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。
なお、この場合、入札書の氏名及び押印は代理人となる。
- (3) 入札書は直接持参すること。また、入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。
- (4) 入札時に、上記 13 に示す工事積算内訳書を提出すること。
- (5) 入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 入札件名を記載した封筒は省略する。
- (7) 予定価格に達しない場合は、再度入札の 2 回と合わせ 3 回までとする。
- (8) 最低制限価格未満の入札は失格とし、本件の入札に再度参加することができない。

16. 落札者の決定等

- (1) 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札該当者が 2 名以上ある場合は、抽せんにより落札者を決定する。
- (3) 落札者は落札決定の通知を受けたときは、12(2)に記載した履行保証措置を講じたうえ、

10日以内に仮契約書を契約担当者に提出しなければならない。

なお、10日以内に提出できないときは、契約の相手方となる資格を失うことがある。

17. 入札の無効

- (1) 入札参加資格のない者のした入札。

なお、野洲市長より入札参加資格のある旨が確認された者であっても、開札時において上記4に掲げる資格のない者は、入札参加資格のない者に該当する。

- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札。
(3) 入札金額を加除訂正した入札。
(4) 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札。
(5) 談合その他不正な行為があったと認められる入札。
(6) 入札書記載の金額と工事積算内訳書記載の金額が同額でない入札。
(7) その他、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びにその入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

18. 入札の辞退

- (1) 入札執行の完了にいたるまでは、いつでも入札を辞退することができる。

なお、既に投函した入札書を撤回できるものではない。

- (2) 入札を辞退するときは、その旨を次に掲げるところにより申し出るものとする。
1) 入札執行前には入札辞退届を契約担当者に直接持参し、または郵送して行う。
郵送により行うときは、入札の前日までに到達しなければならない。
2) 入札執行中には、入札辞退届またはその旨を明記した入札書を、入札を執行するものに直接提出して行う。
(3) 入札を辞退したものは、これを理由として以後不利益な取り扱いを受けるものではない。

19. 契約の締結

この工事の契約については、野洲市議会の議決を要するため、議決までの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。

20. 契約変更の取り扱い

- (1) 不可抗力(地震、風水害等)によって地形が変化し数量に変更があった場合は、発注者と受注者の協議のうえ、発注者が認めたものについては変更の対象とする。
(2) 現場条件、関係機関との協議、社会的条件(地元対応等)によって新たな対策や施工体制の変更が生じた場合には、発注者と受注者の協議のうえ、発注者が認めたものについては変更の対象とする。

21. 配置予定監理技術者の確認等

落札者決定後、CORINS等により配置予定監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、監理技術者の変更については、下記に該当する場合に限り監督職員と協議の上、変更を認めることができる。

- (1) 病気により監理技術者としての職務の遂行ができないと判断された場合
(2) 当該監理技術者が死亡した場合
(3) 当該監理技術者が退職した場合
(4) 当該監理技術者が真にやむを得ない理由により転勤となる場合
(5) 発注者の責により工期延期となる場合
(6) 工期が2年以上の長期に渡る工事で1年以上の期間連続して監理技術者として従事した場合

なお、監理技術者を変更する場合は、上記4(6)記載のすべての条件に満足し、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。ただし、変更後の監理技術者のCORINSへの実績登録については、従事期間及び従事内容を考慮して登録を認めない場合がある。また、上記(6)により監理技術者を変更する場合は、新旧技術者の引継期間について発注者と協議すること。

22. 前金払、中間前金払及び部分払

- (1) 受注者は前金払を請求することができる。前金払の額は、請負代金額の支払年度区分額の

- 40%を超えない範囲において5億円を限度とする。
- (2) 受注者は上記(1)による前金払を受けた後、中間前金払を請求することができる。中間前金払の額は、請負代金額の支払年度区分額の20%を超えない範囲とする。ただし、上記(1)による前金払の額と合わせて5億円を限度とする。
 - (3) 受注者は部分払を請求することができる。部分払の額は、当該年度の請負代金相当額の10分の9以内とし、1会計年度につき3回を限度とする。ただし、最初の部分払は請負代金額の支払年度区分額の10分の4以上の出来高を必要とし、2回の部分払の請求は直前の請求日から3月以上経過していなければならない。
 - (4) 受注者は上記(2)又は(3)のいずれかを選択することができるが、上記(2)を請求した場合に、上記(3)に示す部分払は、当該年度における出来高部分の額が支払年度区分額に達した場合に、その年度の支払年度区分額の範囲内であることができるものとする。

23. 関連情報を入手するための照会窓口
上記6に同じ。

24. その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、野洲市建設工事等入札参加停止基準に基づく入札参加停止を行うことがある。
- (3) この入札にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

※ 入札書等の各種様式については、野洲市のホームページに掲載していますのでご利用下さい。

野洲市ホームページ <http://www.city.yasu.lg.jp/>

↓

おすすめ情報内 申請書・提出書ダウンロード

↓

入札関係

↓

入札書(工事)

委任状(工事)

入札辞退届

一般土木工事・建築工事積算内訳書